町政だより
ほうじょう

No. 5
昭和34年12月5日
隔月発行
発行所
福岡県田川郡方城町
発行人
石谷時次郎
印刷所
冷牟田印刷合資会社

10月末現在　住民登録人口
男　7,855人　女　8,980人
計　16,835人
世帯数　3,483世帯

11月中の出生死亡届出件数
出生　21件
死亡　5件

農業委員会委員の選挙人名簿の調製について

選　挙

現在の農業委員会委員の任期は、**昭和三十五年七月十九日を以て、満三カ年に達し、任期が満了することになります。農業委員の選挙は他の選挙と若干異り、申告制になっています。又選挙権を有する者で申告しない者があるときは、その者につき職権で登載出来ることになっています。**この名簿の登載申請書を現在各農事組合長さんを通じて各農家の有権者に申告されるようにお願い致していますが、**たとえ農事組合に加入していない零細農家であっても、左記の資格条件をそなえていれば、選挙権があります**ので、名簿にもれないように、申告していただきたいと思います。この申告書は、十二月五日までに、町農業委員会事務局に提出していただくことになっていますので、失期なきよう申告されるよう特にお願い致します。

選挙権を有する者の要件

1住所要件

方城町内に住所を有する者（十二月一日現在）

2年令要件

満二十才以上であること。

選挙権については選挙人名簿確定の日、即ち昭和三十五年三月五日現在で満二十才に達している者

被選挙権については選挙期日に於て満二十才以上の者であること。

3耕作要件

一反歩（合帳面積）の農地（田、畑）を耕作している経営主及びその者の同居の親族、又はこれ等の者の配偶者であること。**この場合同居の親族、又は配偶者であっても耕作日数が年間概ね六十日に達しないと認められた場合は除かれます。**また、親族関係でない作男及び内縁の妻などは、資格がないことになります。

※選挙権及び被選挙権の欠格事由については、公職選挙法を準用しますので省略致します。

鉱命延長問題について

方城鉱業所

三菱方城鉱業所が閉山になるという噂は、昭和三十年頃より巷間に於いて話題となったことがあったが、その後立消えとなり、町民も噂だったのかと、ほっとしたのであります。ところが本年十月九日三菱本社が昭和三十六年四月に閉山すると発表したことにより具体化してきたのであります。

鉱業所の全景

私達、町民としまして、若し閉山された場合の方城町の将来を考えると、失業人口の増加に伴う地域社会の不安と混乱、町財源及び行政規模の縮少に関連する産業、経済、文化、教育、厚生面への大きな影響等により今後の生活の基盤をゆるがすことになることを想い、全町民の皆様も心痛しておられることと考えます。

町当局としましては、五月十六日の臨時町議会に於いて、鉱命延長特別対策委員会設置を議決し、鉱命延長問題について種々審議し、その対策に努めてきたのであります。下記に今日までの委員会の活動の経過を記してみましょう。

記

回数	開催月日	協議決定事項
第一回	六月二十四日	①委員長中山英雄、副委員長渡辺翠に決る。（他に委員十二名） ②六月三十日に会社、労組双方の意見を聴取する。
第二回	六月三十日	①午前中に白土所長、山口、水野副長等より会社側の意見を聴く。 ②午後、労組中村副組合長外より労組側の意見を聴く。
第三回	七月二十三日	①中央（通産大臣等）に対し、石炭産業不況対策要請書を次期議会に諮り陳情する。（八月十一日発送） ②今後の労使間の情勢をみて対策を講ずる。
第四回	九月四日	①三菱本社に対し陳情団を派遣する。 ②上京期日、人員は十日頃開催の委員会で決定する。
第五回	九月十七日	①三菱本社に対し、立花議長、中山委員長、町当局より一名計三名にて陳情のため上京、出発二十一日と決定。 ②委員会の名称を「企業整備特別対策委員会」であったのを「鉱命延長特別対策委員会」と改称する。
第六回	十月二日	①本社陳情状況報告（本社側の回答＝決定ではないが、一年余で閉山になるだろう）との回答であったが極力鉱命延長を陳情する
第七回	十月十七日	①十月九日、昭和三十六年四月閉山の発表に対し種々審議した結果、議会全員協議会に諮り今後の対策を決定する。 ②十月二十七日臨時議会に於て、方城炭鉱鉱命延長対策運動期成方針の善処方を諮る。諮問第一号に対し、議会より左の答申がなされた。 一、鉱命延長のための運動を起す 二、その推進母体として現在ある鉱命延長対策委員会に町当局を含める 三、炭労調査団の結果発表後、町部出身議員四名乃至五名を以って陳情団を組織し鉱命延長のため本社に陳情する事が適当と認めます。 ③その後人選（団長中村友市議員、高津議員、久富議員、中村海太郎議員、並に当局側として町長）。並に期日を決定（十一月三日上京する）
第八回	十一月十四日	①陳情報告。②十九日午前中議員全員協議会を開き、午後町内各種団体幹部と懇談し、今後の運動方針を決めることにする。 ③特別対策委員会に町当局特別職（町長、助役、収入役）を構成人員として含める。 ④十九日各種団体幹部との懇談会の結果、鉱命延長については全町民賛成であるが具体的対策については結論が出ず時間も相当経過したので一応散会する。
第九回	十一月二十七日	①更に各種団体幹部と懇談の結果、鉱命延長一本で一致協力する。具体的対策方針については特別委員会に一任となす。そこで引続き委員会を開催審議の結果、 一、二十七日常会長会議を開き、鉱命延長署名運動を依頼し、十二月五日までに集める 二、十二月上旬、第三回陳情団を上京させる 三、次期人員等については十二月六日頃に委員会を開き決める。

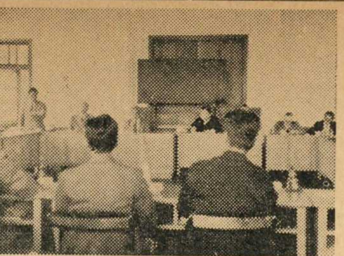
会議風景

上記の通り、九回にわたる特別委員会の開催並びに二回に亘る陳情団の三菱本社への陳情をしてまいりました。

一方、労組側におきましては、炭労調査団による実態調査の結論は現段階における方城炭鉱の鉱勢は残念ながら「あがり山」との認定をし、労組に対する爾後の方針を明確にしました。労組は、その認定と方針に基き将来への展望に起って、規模の縮少、配置転換を認め中卸深部開発による地山地区三十万トンは勿論、中卸を中心とした採掘可能炭量の拡大要求と、特に注視された能率の問題について十分な考慮をもって、今後の長期にわたる生産計画の樹立の要求及びその都度予想される余剰人員に就いては犠牲者を出さない完全雇用の措置を要求する方針を決めました。

そこで十一月二十一日（第二回）町内各地区常会長及び各種団体幹部並びに議会議員、町当局と懇談会を開催し、充分なる審議をして戴きましたところ

1鉱命延長一本で一致協力する。

2それらの具体的な面に就いては町特別対策委員会に一任する。

という意見がまとまり、引続き第九回特別対策委員会を開き、今後の対策を種々審議した結果、先ず十一月二十七日より「鉱命延長署名運動」をすることを決め早速、二十七日に各地区常会長会議を開催、懇談の上依頼しました。署名簿は十二月五日までに全部集まる事になっています。

この署名簿を持って、十二月上旬、町をあげての「鉱命延長要請」を実現して戴くべく、再度、本社に対し陳情団を派遣することになっています。

以上、概略ですが、今日までの経過を報告し、今後共、全町の皆様の御協力を得て、町特別対策委員会としましても、その使命を果したいと念願しています。

町民各位の熱意ある御援助を切にお願い致します。

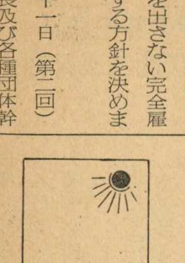

一九六〇年　農林業センサスについて

統計調査

昭和三十五年二月一日を期し一九六〇年世界農林業センサス（統計）調査を実施することになっています。この調査は十年目ごとに世界一〇〇余カ国が参加して行う一大農林業基本調査で我が国としてもこの調査に参加しています。従いまして農林業統計調査中最も大規模なそして総合的な指定統計調査と定められています。

この調査の目的は世界農林業生産を安定し発展せしめるため国際的比較のできる基礎的な統計資料の作成を目的としています。と共に我が国と致しましても農林業の実態を統計的に正しく把握し農政の進路を定め、農業生産力の発展ならびに農民生活の安定と向上を図る諸農業政策を樹てるために必要な基礎的資料となるであります。調査内容としましては田、畑、山林の面積（山林については共同所有、部落所有並びに借入山林を含む）中小家畜頭羽数、農機具（大中小）、家族構成人員及び労働力、各種農業経営による所得等と多種類に渡る調査事項となっていますが、本町に於ては**各農業組合長さんが農林大臣より調査員として任命されており、**十二月一日現在の準備調査と二月一日現在の本調査の二回に亘り農家の皆様方を個別訪問して聞取調査をすることになっています。**勿論この調査は部外秘でありまして税金の課税資料その他個人の利害に関する事に使用することは禁じられています。**右の趣旨を御了承下さいましてこの調査の目的達成に御協力下さいますようお願い致します。

係

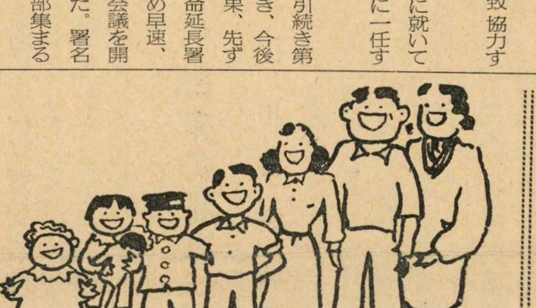

国民年金について一問一答（その二）

障害　母子

国民年金の細部に亘り次ぎ次ぎに起る疑問について町政だより九月号より一問一答を試みていますので御精読願います。

問　障害一級、二級とは何か

答　これは、厚生大臣が委嘱した国民年金障害等級委員の報告にもとづいて作られたものである。その基準は一級が日常生活の用を弁ずることが不能なもので、二級は日常生活にいちじるしい制限が必要なものとなっている。大体一級が両手両足がない程度、二級が片手片足がない程度となっている。

問　一級、二級のなかには結核とか精神病とかの内部障害は含まれていないが、これらのものは年金をもらえないのか。

答　内部障害はいつ発病したか、いつ病気が固定したか、またいつなおったか、などの認定がなかなかむつかしいので一応対象からはずした。しかし結核でも精神病でも、その症状によっては外傷以上にひどい場合もあるので、将来は対象に含めるようにしたいと考えている。

問　十八才未満の子のいる母子世帯は、月一、六〇〇円ないし二、一五〇円の年金をもらえるというが、祖母が十八才未満の孫を養っているような場合はどうなるのか。

答　「母子福祉資金貸付等に関する法律」などによれば、祖母が孫を養っているような世帯や姉が弟を養っているような家庭は〝準母子世帯〟として母子世帯と同じに扱われている。しかし、国民年金法では、これらの区分を明確にして、準母子世帯は母子世帯に含めないことにしている。従って、祖母が孫を養っている世帯には母子年金は支給されない。しかし、孫の両親が死亡しているような場合には、その両親が母子年金受給資格と同じ条件を備えておれば、遺児年金として月六〇〇円ないし八七五（第二子以降一人につき四百円加算）を受けることができる。

問　夫と正式に離婚し、現在、十八才未満の子一人を養っている母子世帯の場合、母子年金は支給されるか。別れた夫からは、離婚のさいも、その後も全く金銭の支給または生活の援助もない。

答　この場合は、母子年金も遺児年金も全く支給されない。このような生別母子世帯は最近激増し、その生活状況は全く死別母子世帯と同じである場合が多いため、各方面から生別母子世帯に対する母子年金支給が要望されているが、現行法では生別母子世帯を厳格に区分するようになっている。これは一見不合理のようであるが、国民年金制のたて前である保険形式に従って決められたものである。つまり離婚のように、被保険者の意志によって発生するような事情は受給範囲から除く必要がある。これは表面上離婚という形をとることによって母子年金を〝詐取〟しようというようなケースを防ぐ意味でもある。だが理論はともかくとして、現実の場合、生別母子世帯にも母子年金を支給せよとの要望はかなり強いので、将来は再考するつもりでいる。

問　現在十八才未満の子がいる母子世帯だが、母親は全く保険料も拠出していない。ただし、母親の夫は死亡までは母子年金受給資格と同じ期間の保険料を拠出している。夫の保険料は母子年金受給に役立たないか。

答　残念ながら、このような母子世帯には母子年金は支給されない。これは、夫も妻もそれぞれ独立した被保険者であるとの立場から決められたもので、母子年金を受けるためには、受給資格の当事者である妻が規定の拠出を行っている場合に限られるわけである。

問　十八才未満の実子がいるが、事情があって、夫の死亡当時は他家の養子となっていた。夫の死亡後、ふたたび実子を引取って養育することになったが、母子年金をもらうことができるか。母は母子年金に必要な保険料を拠出している。

答　母子年金は支給されない。このような場合、実質的には当然母子年金が支給されなければならないのだが、国民年金法は母子年金受給の資格の有無は、夫の死亡した時の状態で定めることになっている。従って、夫死亡直前にでも子供を引取る手続きが終っているならば、母子年金は支給されることになる。

（次号に続く）

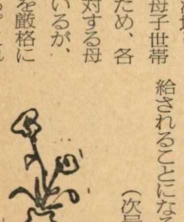

方城町青年建設班開班さる！

最近青少年教育の普及が次第に高められつつありますが、農村における青年の教育は、どちらかといえば「忘れがち」な感じが致します。

農林省においては、その対策として、市町村に青年建設班を設置し、農林業に関する知識、技術を充分に習得させ、また一方、町の重点事業にも自主的に参加せしめる。即ち、集団活動による作業、学習、或は共同生活を通じて青年の社会的な良識を体得せしめ、将来の農村を担って立つ中核人物を作るということであります。方城町の場合を考えますと、半農半鉱の農業形態ではあるが、従来は割合に農家経済が安定していたと考えられます。

炭界の衰微による不況は当然考えられますし、農家戸々におかれても、今後の農業経営の方法を、その立場々々において、充分検討されておられる事と思います。この時期において、やがては農家の大黒柱となられる青年の教育は、まことに当を得たるものであり、大きな意義があるものと考え建設班編成の運びとなった次第であります。

県においても方城町青年建設班に対する予算措置も出来ており、また町議会においても、この計画に賛同され予算は議決済みであります。建設班に応募された方は二十三名で、十二月三日より二カ月間、研修所に合宿し研修を積むことになっています。

学科を担当される講師、並に学習科目の内容は左記のものを予定しています。

講師

一、学科　町外講師、町内講師

町外講師は九大教授、県専門技術員を招へいする。

二、実習

測量技術、土壌調査、大農具の使用、三輪車の運転等

三、作業内容　造林事業、土地改良事業

四、学科の内容

今後の町農業経営の在り方を主体とし、肥料の設計、家畜と飼料、養鶏の在り方、反当増収の研究、農業環境の整理、外国農業の研究、林業知識の習得、その他社会学、民法論等

これらの実習と学科の研究を通じて、近代農業のあり方を学び、明日の方城町農業の建設と発展に役立てようとするものであります。

農村青年諸氏は勿論のこと、町民一般各位の絶大なる御協力を切にお願いする次第であります。

×　×　×

白髪川第二次改修計画成る

（土）（木）

古門地内を流れている、白髪川は三十一年度で、下流を第一次改修を完成、引続き上流を三十二、三年で復旧、残る中間の部分三五〇米が未復旧のまま残っています。この個所は、例年大水害を受ける個所で、植付を終えた水苗は、何回となく流失され、土砂利は流入、この現状は言語に絶する被害であります。地元関係者より再参完全復旧方を要望されて参りましたが、今回関係者方々の協力を得まして、第二次改修計画が成立、十二月上旬工事に着手する運びとなりました。工事竣功は、三十五年三月下旬であります。

道路愛護

秋季道路愛護作業優秀な成績修む

本町は、十一月四日と十一日の二日間、秋晴れの好天気に恵まれ、各連絡会共早朝より多数の、御協力を得ました事を、厚く御礼申上げます。この行事が県下一斉に、始められて二十四回目であります。

郡内の市町村では、本町が最も優秀と毎年、県より受彰しています。これも町民皆様方が道路愛護に対する御協力の賜と感謝致しています。

この良き伝統を今後共益々発揮せられるよう、御願い致します。

養鶏酪農

これからの方城町の農業

(5)

県農業改良普及員　長尾智代喜

養鶏、前号に鶏の血統の大事なことを述べたが、いくら血統がよくてもそれにともなった飼養管理がなされなければよい産卵成績は得られない。鶏百羽飼って毎日七十個の卵を産ませる場合、餌代を安くするほど「モウケ」が多くなる。一般に鶏を飼う場合産卵を低下させないで、飼料代をどうして安すくするかに苦心する。その結果質のよくない安い飼料に手をつけてしまう。農業をしていると麦やクズ米が自給できるので、これを主体にした飼料配合がなされる。鶏が毎日卵を産むためには、餌の中に卵の「モト」ともいうべき蛋白質が一定量含まれていなければならない。

安い餌には蛋白質の含量の少いものが多く、また質もよくない。蛋白質の含量が多く、養鶏にかぐことのできない魚粉について考えると、安いもの程骨粉が多く含まれていて蛋白質の含量が少い。また、くさりかけた魚を乾燥粉末にしたものや、魚粉が濕気をおびて、くさりかけているものがあり、いくら蛋白質の含量が多くても鶏に吸収利用されないので、よい餌とはいわれない。

飼料の中には、いろいろの種類のものを配合した配合飼料がある。配合飼料には大体において、鶏が卵を産むに必要な成分が含まれているが価格が高い。よい飼料を安く求めるためには、農協や養鶏組合等でそれぞれの鶏に適した配合飼料を作るがよい。養鶏組合等の組織を作り飼料購入が一本化すれば、よい飼料を安く購入することができる。

鶏の産卵は生理作用であるから年数がたてばおとろえる。産卵をはじめて一年位は、少しぐらい飼料がよくなくてもよく卵を産むのである。従って、飼料代を節約する養鶏を行うなら鶏を早目に入れかえる経営法をとらねばならない。百羽の鶏を飼ってどの位の収益があるかとよくきかれるが、産卵数と飼料代によって違うのではっきりしない。飼料代は一羽に一日三円五十銭から五円位かかる。産卵を七〇%とすれば、百羽で一カ月に五千円から一万円位の収益になる。産卵率を上げる方法としてはよい飼料を与えることもあるが、卵を産まない鶏を処分することが必要である。卵を産まない鶏を次々に処分して、年々「ヒナ」を育て常に一定羽数を飼養して行けば養鶏で成功する。

養鶏が盛んになるにつれて、卵の販売が問題になってくる。これも飼料の購入と同じように、養鶏組合とか農協等を通じて共同出荷をして、価格の調整をはからねばならない。方城礦業所の礦命延長が問題になり、希望退職等で二・三反農業に従事せねばならぬ人も少くないとおもう。これからの副業として、養鶏はラク農よりとり入れやすいが、百羽飼って卵を産むまで育てるため五・六万円の資金を準備せねばならない。たくさんの鶏を飼って、資金がつづかないために途中で悪い飼料にきりかえ、その結果産卵が少く失敗した例がある。最近、副業として養豚が盛んになっているが、飼料がよほど安く得られないかぎり、その収益は鶏には及ばない。

乳牛　乳牛は鶏のようにどこの農家でも飼えるものではないが、方城町には戦前から飼われておりますます盛んにしたいものである。乳牛には良質の牧草や飼料作物をたくさん与えなければならない。従って、良質の牧草や飼料作物の得られないところでは、乳牛の飼育はできない。水稲の早期栽培が普及しているが、この後作を利用した飼料作物の栽培は、冬期の粗飼料欠乏時にそなえて理想的である。山や野に生えているカヤやササ類は乳となる成分の含量が少く、乳牛の飼料として適しない。これ等の牧草を利用しているところでは、乳の成分含量の多い豆科植物等を播種して牧草の改良をはからねばならない。

―至急御連絡―

国民年金について

国民年金については、充分御承知の事と存じますが、本年十一月一日迄に資格のある者や、その後満七〇才となったために資格が出来た者等で、まだ裁定請求書の提出をなされてない方があります。大至急請求書を提出して下さい。そうしないと年金の第一回支給に洩れるおそれがあります。

年金裁定請求書は役場厚生課にて配付しています。「無料です」

養老年金について

町条例による養老年金の第二回支給日「十二月」が近づきました。今回資格の出来た方方は、至急に担当区駐在員までその旨を申出で下さい。

駐在員の報告によって資格を調べ十二月中旬には現金の第二回支給を致します。今回の資格者は昭和三十一年一月一日以前より方城町に居住し、明治十七年十一月三十日以前に出生した者であります。

図書館だより

（贈）（寄）

過日「逆光線」外二二〇冊の文学図書が当館に寄贈されました。どしどし御利用下さるよう皆様に御紹介します。

御寄贈下さいました「**弁城迫。白石三七子様**に紙上を拝借、厚く御礼申し上げます。

貴女の蔵書は永く当館蔵書として、利用者を喜ばしてくれることでしょう。有難う御座いました。この一文を御礼状に替えさしていただき、併せて今後とも、図書館の発展に御協力下さるようお願い申し上げます。

歳末の贈答品はたばこを利用しましょう

町内で売れたたばこの百分の十一は方城町の収入（煙草消費税）となり学校、道路、その他の事業の大きな財源となっています。町民の皆様の御協力をお願いします。

小倉博覧会

全国珍奇物産と北九州の科学の粋を集めて
35年3月20日から5月22日迄（約二ヵ月間）
開催されます。

会場　小倉市勝山公園及び旧陸軍造兵廠

入場料　前売券　一四〇円
当日券　一五〇円
但し小学生に限り大人券一枚で二人入場できる
団体券　一三〇円（三〇名以上）

前売券の特典

前売券にのみ、四月三日は抽せんの景品抽せん券がついていますので、前売券を利用なさる方がお得です。

景品

特賞　電建住宅　一棟　一名
一等　ナショナル十四型テレビまたは九五ℓ電気冷蔵庫　十名
二等　ナショナル電気ミシンまたは電気洗濯機　二十名
三等　ナショナル蛍光灯スタンドまたはトースター　二百名
四等　ナショナル四号アイロンまたは六百Wコンロ　四百名
五等　ナショナル携帯ランプ　四千名
発表　抽せん後直ちに各新聞紙上で行います。

前売券は役場（公民館）にありますので御利用下さい。

追い出そう歳末の犯罪

田川警察署

（犯）（防）

駈け足で歳末がやってきた。あわただしい年の暮れはすべてのものが急ピッチをあげて、コースから飛び出しがち―常識では考えられないような兇悪犯罪が起ったり、スリ、かっぱらい、コソドロなどの多くなるのも師走である。これに備え田川防犯協会では、警察の歳末防犯取締りとタイアップして歳末防犯運動をつぎのように呼びかけている。

◎コソドロやかっぱらいなどを防ぐため…「カギ」は二重、三重にして、寝る前に。一度周囲を見回り、家をあけるときは、目立たぬように厳重な戸締りをすること、また近所に頼むことを忘れないように。外から手や棒切れなどで届くところには品物を置かない。

◎自転車ドロを防ぐため…自転車には必ず鍵をかける。

◎スリを防ぐため…外出する時は懐中物や持物の用心を十分にして手提鞄、ハンドバックに大金を入れると危険であるから、肌近くにしまうようにするとよい。

◎痴漢の予防には…暗い道や、人通りのない場所などは絶対に避けること、女の夜間の一人歩きを慎しむことが鉄則であることを心掛けてほしい。

またこれらの効果を一層高めるため、防犯協会の役員が共同して防犯診断を実施し、明るい迎春の準備に大童である。

成人式について

毎年一月十五日は成人の日であります。全国の市町村は皆さんが、一人立ちの社会の成員として出発される門出を、各種の催しによりお祝い申し上げているわけですが、当方城町におきましても、一月十五日を目途としてその準備を進めており、現在、町内の駐在員各位を通じて成人該当者を調査中であります。

昭和三十五年度成人該当者は駐在員迄届出て下さい

新規に当町に転入された方や、駐在員手持ちの台帳に登録されていない方で、左記に該当する方は至急、駐在員まで届出て下さい。

記

一、該当者　昭和十五年一月一日から同年十二月三十一日までに生れた者で現在町内に居住しているもの。

〜〜火災のシーズンがやってきました！万全の準備はできていますか〜〜

いよいよ火災のシーズンとなりました。我々消防団は火災の場合には直ちに出動して消火にあたることは勿論でありますが、焼け出された一家の悲惨な状態は火を消しただけでは救われません。先だつものはお金であります。

そこで、あなたの財産を火災の災害から救う「福岡**県民火災共済生活協同組合**」を御利用下さい。

皆様「一人は万人のために、万人は一人のために」相互扶助の精神を以って、この組合の事業に御賛同の上一刻も早く加入して不時の火災にお備え下さい。

◎共済掛金は次の通りです。

共済契約金　**一口十万円に対し**

㋑ 専用住宅又はこれに収容してある動産　年額　三〇〇円
㋺ 店舗（事務所）併用住宅又はこれに収容してある動産　年額　四〇〇円
㋩ 作業場併用住宅又はこれに収容してある動産　年額　六〇〇円

但し、共済契約金は一人に付二口迄二十万円限度とします。

◎特　徴

① 掛金が非常に安い。
② 火災に罹った時は契約金を限度として規定により直ちに共済金を支払います。
③ 近所の火災による消防活動の被害も規定により共済します。
④ 加入も共済金支払も手続が簡単で加入者に便利です。
⑤ 剰余金が出来たときは積立準備金の外払戻しも致します。

〝福岡県民火災共済〟へ加入のおすすめ

◎加入資格者　福岡県内居住者

一　般

① 自宅にお住いの方は住宅と動産に加入出来ます。
② **社宅、**借家等にお住いの方も動産に加入出来ます。

◎申込手続

1 組合加入申込

先ず組合員になって戴くため申込書（出資金一口五十円）をお出し下さい。

2 共済契約申込

役場消防係に申込むと同時に共済契約金に応じた掛金を納めていただきます。

3 契約発効　共済掛金を納入し支部にて加入承認をした翌日の正午から有効になります。

支部長　方城町消防団長　**稲富治朗**
申込場所　方城町役場　消防係
本　部　福岡市博多局区内中島町拾六番地の一
消防会館内